

第3章 安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」

1. 地域福祉の推進

現状と課題

近年、全国的にかつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会は変容しつつあります。本市においても、地域差はあるにしても例外ではありません。また、近年の財政危機により従来の手法である行政から地域住民への給付的な施策を新たに講じることは困難な状況にあります。

こうした社会状況の中で、障害、高齢などを問わず、誰もが個人の尊厳を重視され、安心して充実した生活を地域で送るための施策が求められています。

今後、高齢者や障害者を含め全ての市民が地域の中で支え合いながら共に生きる地域風土を醸成するとともに、社会福祉協議会等福祉団体と家庭、地域、行政など地域ぐるみの連携を深めながら、コミュニティケアやボランティア活動・NPO活動の充実など、安心と生きがいをもって生活できる地域福祉体制をつくり上げていく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 地域福祉のネットワーク化と相談活動の強化

保健・医療・福祉の関係団体はもちろん、農協、商工会議所等の産業団体やその他の各種団体等、幅広い関係団体と連携し、地域福祉ネットワークの強化を図ります。

福祉情報の提供や福祉・保健に関する相談窓口の拡充、さらには民生委員・児童委員などによる日常的な相談体制の強化等を図ります。

(2) 地域福祉団体等の育成支援と福祉サービスの質の確保

地域に根ざした活動の展開を図るため、社会福祉協議会の財政基盤の充実や組織体制の強化を支援するとともに、地域福祉活動の拡充等に対し、積極的に支援していきます。

各種福祉団体への支援及び指導や福祉のNPO設立支援等に努めるとともに、各団体・NPOの連携を進めて、活動の広がりを促します。

また、事業者間のネットワーク体制の整備と参入促進を図り、第三者機関によるサービス評価システムの構築等により、民間事業者も含めたサービスの質の確保に努めます。

(3) 福祉意識の高揚と広報活動の充実

幼児から高齢者までの各世代の福祉意識の高揚を図るため、学校教育や社会教育活動の中で福祉教育等の充実を図ります。

保健福祉に関する広報と啓発活動の拡充を図ります。

(4) 福祉人材の育成・確保体制の拡充

介護教室等の充実支援を図り、男性も受講しやすい環境を整えるなど福祉人材の育成確保に努めます。

ボランティアセンター機能の充実を図って、ボランティア情報の提供体制の確立、福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めるとともに、指導者・グループリーダーの養成と資質の向上を図ります。

(5) 高齢者・障害者などに配慮した公共施設等の改良・整備の推進

高齢者や障害者などが支障なく過ごせる生活環境の整備を進めるため、公共施設をはじめ、道路・歩道等のバリアフリー（障害除去）化への改善・整備に努めます。

2. 保健・医療活動の充実

現状と課題

人生 80 年の時代を迎える一方で、生活様式の変化や食生活の多様化は健康を阻害する要因を含んでいることも見逃せません。これらの変化は、生活習慣病の増加として示されるような疾病構造の変化に結びついています。近代の 3 大死因は、生活習慣病といわれる脳血管疾患、がん、心疾患であり、生活習慣病予防は保健活動の大きな課題となっています。また、平成 12 年度からスタートした介護保険制度や平成 20 年度に予定されている国の医療制度改革に合わせ、要介護高齢者や疾病者の出現をできるだけ予防し、健康寿命をどれだけ延ばすことができるかが大きな課題となっています。

このため、本市では全地区に健康文化都市づくり推進委員会を組織するなど、「自分の健康は自分で守る」を基本理念に据え、ライフステージや健康レベルに応じた事業を順次拡充を図りながら実施しています。また、「食育」に積極的に取り組むなど、本市は特色ある健康づくり事業を多様に進めていますが、今後とも一層総合的に健康づくりを展開していく必要があります。

また、疾病や介護予防を積極的に実施することにより、市民の健康寿命を延ばすとともに、介護や医療保険制度等の効率的、安定的な運営を図るため「南国市介護・医療制度等対策本部」の活動を積極的に推進していく必要があります。

さらに、地域医療の面でも、これまで高知大学医学部や市内医療機関の協力を得て医療体制の充実を図っていますが、今後とも保健・医療・福祉の連携を進める中核として医療体制の充実に一層努めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めていきます。

主要な施策

(1) 市民主体の健康づくり体制の確立

市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、家族や地域の輪を広げていくため、適切な情報発信を行い、市民の健康づくりに対する意識の醸成を図ります。

さらに、健康文化都市づくり推進委員、食生活改善推進員、などそれぞれの地区組織を中核に市民の主体的な参加・参画を促し、市民主導の事業推進になるよう努めます。

(2) 生涯現役を目指した健康づくり事業の推進

「南国市健康増進計画」に基づき、市民一人ひとりが生涯現役で豊かな人生を送るために、健康のプラス要因となる元気づくり対策と、病気などのマイナス要因を減らす疾病予防対策の2つを中心に、各種健診や保健指導、健康教育、機能訓練、栄養指導、歯科保健等の事業を推進します。

また、これらの施策の実施にあたっては、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの要素を十分引き出すことができる個別指導の充実に努めます。

さらに、保健、医療、福祉、教育、産業等の各分野がその領域を越え、総合的に健康づくり事業を展開できるよう共通理解と連携に努めます。

(3) 全市民的な食育活動の推進

これまで学校教育を中心に進めてきた食育活動について、今後は全市民的な活動として展開するため、推進方針・体制の確立を図って計画的に進めます。

(4) 母子保健事業等の推進

保健師や母子保健推進員等による妊婦・乳幼児の家庭訪問や保健指導の充実、妊婦・乳幼児の健康診査の充実等、母子保健事業の推進を図ります。

乳幼児の基本的な生活習慣と健やかな心と体の育成を図るため、食教育の充実と安心して遊べる環境整備に努めるとともに、父親参加の育児教育の充実や自主育児グループの育成・支援を強化するなど、子育て家族が地域の中で自信を持って子育てできるよう支援していきます。

学童思春期の青少年の心と体の健全育成を図るため悩みを相談できる体制整備、たばこ、酒、薬物感染症などの正しい知識の普及に努めます。

(5) 予防事業等の推進

結核、感染症、食中毒等の予防事業の推進に努めるとともに、時宜に応じて防疫活動を実施します。また、予防接種や献血事業等の啓発活動を推進し、市民の積極的な参加を促します。

(6) 地域医療体制の整備充実

医師会、歯科医師会、高知大学医学部と保健福祉センターとが連携しながら、市民が受診しやすい検診体制づくりを進めるとともに、訪問医療や訪問看護など、在宅医療サービスの提供・充実に積極的に促進します。

さらに、夜間、休日、災害時等の救急医療体制の充実や高度医療体制の充実に努めます。

平成20年度に予定されている国の抜本的な医療制度改革に速やかに対応できるよう万全な対策を図るよう努めます。

3. 子育て支援対策の充実

現状と課題

子どもを育てることは、一義的にはそれぞれの家庭の役割ではありますが、少子化や高齢化の進行、さらには人口減少時代の到来といった今日の状況から、子育ては社会全体への貢献でもあるということを認識し、「子どもが健やかに育つための環境づくり」という観点から児童福祉の推進を図ることが必要になっています。

特に、家族形態や就労形態の多様化など社会情勢の変化に伴い、乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育など保育需要の多様化がみられ、利用者ニーズにあった保育所、児童館、子育て支援センター等の運営や地域全体で子育て家族を支援するネットワークづくりの推進等により、心豊かな子どもたちを育てるまちづくりを進めていくことが必要です。

一方、離別や死別などによる母子(父子)家庭は、近年増加する傾向を示しています。こうした家族は、家庭的に不安定な状況におかれているケースが多く、今後とも精神面、経済面から適切な指導と援助に努めていく必要があります。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 保育サービスの充実

子育て家庭の多様なニーズに即し、通常の保育サービスはもとより、一時保育、0歳児保育、延長保育や休日保育、病児・病後児保育や障害児保育等の特別保育の拡充を計画的に進めるとともに、今後一層の保育機能の強化や児童数の変動への対応等を総合的に勘案しながら、保育所・子育て支援センターの充実に努めるとともに、運営の民営化についても検討していきます。

(2) 子育て支援サービスの充実

ファミリーサポートセンターを設立し、子育て経験を有する一般市民等に広く呼びかけ、一時預り等を行う地域ぐるみの子育て支援ネットワーク体制の確立を図ります。

乳幼児医療費の助成や児童手当の支給など、子育てに関わる経済的負担の軽減に向けた支援施策の継続的实施及び充実に努めます。

(3) 児童の健全育成活動の推進

放課後児童健全育成事業を推進するとともに、児童館の活用等を図り、子どもの居場所づくりの充実に努めます。また、児童館運営の民営化について検討します。

子ども会や地域活動等への参加機会の拡充を図るなど、地域ぐるみの健全育成活動の充実に支援します。

民生委員・児童委員・保護司等の協力を得て、いじめ、幼児・児童虐待、少年の薬物乱用や性非行等、児童や家庭の問題を気軽に相談できる総合的な「相談支援体制」の強化を図ります。

(4) 教育環境の整備と「食育」の推進

次代の親となる中学生・高校生等を対象にした子育ての意義や大切さを学ぶ機会の拡充をはじめ、家庭や地域の教育力の向上に向けた各種講座等の開催の充実に努めるとともに、青少年を取り巻く有害環境対策の推進など、子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備を推進します。

正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成と家族の関係づくりに向け、学校等における「食育」を推進します。

(5) 仕事と家庭との両立の支援

子育てへの男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進や講座・セミナーの開催、カウンセリング事業の推進、事業所等への啓発の推進等を通じ、仕事と家庭との両立を支援していきます。

(6) ひとり親家庭への支援

母子・父子家庭などひとり親家庭が自立し、安定した生活を送れるよう関係機関と連携し、適切な相談・指導に努めるとともに、各種制度の周知と利用促進に努めます。

(7) 児童福祉施設の安全対策の推進

児童の通所等の安全・安心性を確保するため、不審者侵入対策等の徹底を図ります。

4. 高齢者福祉の充実

現状と課題

本市の高齢化率は、年々高まっており、高齢化の進行に比例して一人暮らしの高齢者や、高齢のみの世帯が年々増加し、介護認定者も大きく増加しています。

介護保険サービスでは施設介護（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設等）と在宅介護（グループホームも含む）の2通りの選択肢があり、高齢者が自立した生活を送ることができなくなると介護保険等各種サービスが利用されていますが、その給付費は年々増加しています。今後は、高齢者が在宅で自立した生活がおくれるよう市全体で考える「地域ぐるみ」での、介護予防を含めた高齢化対策が重要な課題となっています。

一方、多くの高齢者は元気で自立した毎日を送っています。元気な高齢者が、「人生80年時代」にふさわしい活動を積極的に展開できる地域社会をつくることも大きな課題の一つです。高齢者と若い世代の人々が互いに交流し支えあい、共に社会に参画し、生きがいを感じることでできる場の提供等が必要となっています。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

（1）介護保険サービスの充実

3年ごとの事業計画の点検・評価・見直しのもと、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで、総合的な運営体制の強化を図り、適正かつ円滑な運営に努めます。

民間事業者との連携のもと、各種の居宅サービスや施設サービス、介護予防サービスなど、介護保険サービスの充実を進めます。また、地域包括支援センターでは軽度の要介護者の介護予防マネジメントをはじめとするサービスの総合調整、相談体制の充実に努めます。

(2) 地域包括支援の推進

一人一人が住み慣れた地域で最後までその人らしく生きることができるよう介護保険サービスのほかに、下記の保健福祉サービスなどの支援が継続的かつ包括的に提供される仕組みづくりを推進します。

保健福祉医療の専門職相互の連携、さらにボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域のさまざまな資源を整備・統合した包括的な支援を推進します。

- ・通院支援事業
- ・緊急通報システム
- ・配食サービス事業
- ・介護用品支給事業
- ・成年後見制度の啓発
- ・中山間高齢者等に対する移送サービス

(3) 高齢者福祉サービスのネットワーク体制の確立

高齢者が安心して暮らしていくために、生活困難な状況の高齢者及びその家族や地域の方々からの総合相談を受けたり、虐待にさらされる高齢者を発見し、適切な支援に結びつけるなどの高齢者の権利を擁護したり、また、各種のサービスや住民が連携したケアを提供できるための、高齢者福祉サービスのネットワーク体制を確立し、関係者の連絡調整を行う体制を整備します。

(4) 介護予防事業及び高齢者のいきがい対策の推進

高齢者が生活機能低下により要介護状態になることを防止する事業（普及啓発、各種体操、教室）を推進します。

老人クラブ活動の充実を図るとともに、シルバー人材センター活動の充実強化、さらには各種教室等で学んだ生涯学習活動成果の活用を広げ、高齢者の地域への参加を促進します。

住民との協働を通じて、地区集会施設等の身近なコミュニティ施設を活用した高齢者の居場所づくり、身近なふれあい活動の場の確保・充実に努めます。

5. 障害者福祉の充実

現状と課題

本市の障害者施策についてはこれまで身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律に加え、平成14年4月からは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律のもと、障害者に対する措置を行ってきました。また、平成15年4月からは身体・知的障害におけるサービス提供が支援費制度に移行し、サービス、事業所の選択が可能になったことにより、行政と障害者、施設が対等な関係となり、これを充実させるため、必要な情報提供、利用の調整、支援費の支給等を行い、支援体制の整備に努めてきたところです。

しかし、支援費制度への移行は潜在的な需要を掘りおこし、急激なサービスの伸びをもたらしたものの制度の維持が困難となり、新たに抜本的改革となる障害者自立支援法が平成18年4月より施行されることとなりました。

障害者自立支援法の成立により平成18年度から、3障害の制度間格差を解消し、介護給付（居宅介護、短期入所等）、自律訓練（機能訓練、生活訓練等）、自立支援医療（旧更生医療）と地域生活支援事業（相談支援、移動支援、日常生活用具等）を障害者に給付する新しいサービス体系へ移行することとなります。

このため、今後、次のような施策を進めます。

主要な施策

（1）障害福祉計画の策定

本市の障害者施策を総合的、計画的に進めるため、本市の障害者施設及び施策の現状、市民ニーズの動向等をふまえ、新たな障害福祉計画の策定を図ります。

（2）啓発広報・ふれあい交流活動の推進

ノーマライゼーションの理念を啓発し、福祉ボランティアの養成を図るとともに福祉教育を推進します。

スポーツやレクリエーションを通して障害者や家族が、さらにはボランティアも含めて一般市民がふれあい交流し、お互いを理解する機会の拡充に努めます。

(3) 在宅サービスと自立生活への支援の充実

高齢者施策との連携や広域・民間施設等の活用のもと、障害者の自立を支援するホームヘルプサービス、デイサービスなど各種の在宅サービスや地域リハビリテーション事業の充実、障害者に対する経済的支援の推進等に努めます。

障害者の自立機会の拡充をめざして、公共職業安定所などの関係機関との連携強化等を図って市内公共的機関での障害者の雇用の促進を図るとともに、市内民間企業などに対して、より一層の雇用の拡大を要請していきます。

障害者が地域において自立して安全で安心して生活できるよう、住宅、公共施設、交通等のバリアフリー化に努めます。

(4) 障害児の保育・教育の充実

子どもが持つ能力を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立するための基礎・基本を身につけるため、乳幼児期から学校卒業まで一貫した指導・訓練・教育ができるよう支援に努めます。

6. 社会保障等の充実

現状と課題

本市の国民健康保険は、景気低迷の影響でリストラが進み、健康保険組合等の被用者保険から国民健康保険に加入する被保険者の増加や、国保税の収納率の低下、高齢化による受診の増大、医療技術の高度化による医療費の増加等が目立ってきており、滞納への対策強化や医療費の適正化が課題になっています。

また、国民年金も、収納率の低下が懸念されており、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、社会保険事務所との協力・連携のもと、収納率の向上を図る必要があります。

生活保護については、被保護世帯の過半を高齢者世帯が占めているため、高齢者世帯に対する処遇の充実が引き続き重要な課題です。

このため、次のような施策を進めます。

主要な施策

(1) 国民健康保険税の収納率の向上

未申告者への申告指導による保険税の適正な賦課や、国保資格の得喪届けの勧奨手続きと遡及適用の実施の徹底、納税相談の充実や、悪質な滞納者への差し押さえなどの滞納処分の強化を図ります。

(2) 医療費の適正化

レセプト点検体制の充実のもと、レセプトの一括管理と医療費の分析による重複受診者などの訪問指導体制の整備を図るほか、健康づくりや健康指導などの一次予防を中心とした保健事業の実施を図ります。

(3) 国民年金保険料の納付督促

低所得者の被保険者に対する保険料の免除制度の周知を図るとともに、国民年金の資格取得時における保険料の納付督促・口座振替・前納の促進を図ります。

(4) 低所得者への支援

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。